

香川県加齢性難聴対策推進事業補聴器購入費助成金 Q&A集

分類	No	質問	回答
対象者	1	まだ65歳になっていませんが、対象になりますか。	令和8年度中(令和9年3月31まで)に65歳に達する方は対象に含まれます。
	2	香川県外在住でも申請できますか。	申請できません。香川県内に住所を有する方(住民票を有する方)が対象です。
	3	聴覚障害の身体障害者手帳を持っている場合は対象になりますか。	対象になりません。なお、その場合は補装具支給制度がありますので、お住いの市町の障害福祉担当課にお問い合わせください。
	4	聴覚障害の身体障害者手帳を持っていない場合は、全て対象になりますか。	聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象となる場合(両耳の聴力レベルが70dB以上、又は、片方の耳の聴力レベルが90dB以上でもう一方が50dB以上)は、対象になりません。なお、その場合は補装具支給制度がありますので、お住いの市町の障害福祉担当課にお問い合わせください。
講座	1	本事業の対象講座とは、どのようなものですか。	難聴と補聴器に関する講座です。県が派遣する言語聴覚士等が講義を行い、あわせて「聞こえ」の簡易検査を実施し、難聴の可能性があるか確認を行います。
	2	本事業の対象講座(難聴と補聴器に関する講座)は、どこで受講できますか。	対象講座はお住いの市町で開催されます。開催日時や場所、参加申込方法等の詳細は、市町のホームページ等で案内される予定です。市町の連絡先については、県ホームページをご確認ください。
	3	自分が住んでいる市町とは別の市町で開催される講座を受講することはできますか。	住所を有する市町以外の市町の対象講座を受講することはできません。お住いの市町で開催される対象講座を、ホームページ等で実施時期を確認のうえ受講してください。
	4	講座を受けないと申請できませんか。	本事業では、難聴と認知症の関係や補聴器の適切な使用方法について、正しい知識を身に付けていただくことを目的のひとつとしているため、対象講座の受講が要件になっています。講座を受講していない場合は、申請はできません。
	5	簡易検査では、具体的に何ををするのですか。	チェックシートにより「聞こえ」の状態を簡単に確認し、難聴の可能性が高いかどうか、県が派遣した言語聴覚士が判断します。難聴の可能性が高いと判断された場合、耳鼻咽喉科への受診をお勧めします。
耳鼻咽喉科受診	1	耳鼻咽喉科を受診しないと申請できませんか。	耳鼻咽喉科を受診し、補聴器の使用が必要である旨の医師意見書の交付を受けることが助成の要件です。なお、医師意見書の様式は本事業の対象講座にて配布します。
	2	耳鼻咽喉科の受診に係る診察料・検査料、医師意見書の作成に係る費用及び交通費は助成の対象になりますか。	対象になりません。
	3	どの耳鼻咽喉科を受診してもいいですか。それとも、補聴器相談医に限られますか。	耳鼻咽喉科医であれば、補聴器相談医である必要はありません。
	4	県指定の医師意見書様式ではなく、耳鼻咽喉科医が作成した診断書を提出してもいいですか。	県が定めた本事業の医師意見書様式を提出してください。それ以外の様式や、診断書で代えることはできません。
補聴器	1	対象講座を受講する前に補聴器を購入しましたが、助成対象になりますか。	対象になりません。本事業における県からの交付決定の前に購入した補聴器は、助成対象外です。
	2	補聴器を購入する前に、何をすればいいですか。	本事業による助成を受けるためには、まず対象講座を受講し、耳鼻咽喉科を受診して医師意見書を取得します。その後、公益財団法人テクノエイド協会が認定した認定補聴器専門店または認定補聴器技能者が常駐している販売店で相談・選定し、見積書を作成してもらいます。その後、医師意見書及び見積書の写しを添付して交付申請を行い、交付決定を受けた後に、補聴器を購入してください。
	3	補聴器を買い替える場合も助成対象となりますか。	本事業の要件を満たすのであれば、助成対象となります。ただし、本事業による助成は1回限りです。
	4	補聴器を購入する店舗に制限はありますか。	認定補聴器専門店または認定補聴器技能者が常駐している販売店で購入する必要があります。対象店舗の一覧については、県ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。
	5	補聴器であれば、どこで購入したどんなものでも助成対象になりますか。また、集音器や助聴器は助成対象になりますか。	助成対象となるのは、管理医療機器である補聴器に限られ、集音器や助聴器は対象外です。また、公益財団法人テクノエイド協会が認定した認定補聴器専門店または認定補聴器技能者が常駐している販売店で購入したものが対象です。
	6	補聴器購入にかかった交通費や送料等は助成対象になりますか。	対象になりません。
	7	補聴器の修理費やメンテナンス費用は助成対象になりますか。	対象になりません。
交付申請 交付請求	1	交付申請はどこにすればいいですか。	お住いの市町の担当課を通じて、県へ申請してください。各市町の担当課は県ホームページで確認できます。
	2	交付申請に期限はありますか。	申請期限は令和9年2月5日(金)(市町の担当課に必着)です。交付決定前に補聴器を購入しても助成の対象とならないため、必要な書類が揃い次第、早めの申請をお勧めします。
	3	交付申請の前に補聴器を購入しましたが、助成対象になりますか。	対象になりません。県からの交付決定の前に購入した補聴器は、助成対象外です。
	4	交付決定通知が来たら、どうすればいいですか。	見積書を作成した店舗で補聴器を購入してください。その後、①購入した補聴器の領収書の写し、②購入した補聴器の型番が確認できる書類(①で確認できる場合は省略可能)、③振込口座の情報が分かる書類(通帳1ページ目の写しなど)を添えて、お住いの市町の担当課を通じて、県へ交付請求を行ってください。
	5	交付請求に期限はありますか。	請求期限は令和9年3月10日(水)(市町の担当課に必着)です。期限内に請求が無い場合は、交付決定を辞退したものとみなし、助成を受けられませんので、ご注意ください。
	6	助成額はいくらですか。	補聴器の購入費の2分の1、ただし上限3万円です。 (例)5万円の補聴器を購入した場合 ⇒ 助成額は2万5千円(購入費の2分の1) 10万円の補聴器を購入した場合 ⇒ 助成額は3万円(上限額)
	7	ポイントやクーポンを利用して購入した場合、対象になりますか。	ポイントやクーポンを利用した額については助成対象となりません。ポイントやクーポンを利用した額を差し引いた金額が助成対象となります。
	8	助成は複数回受けられますか。	受けられません。助成は1回限りです。
	9	助成金はどのように受け取ることができますか。	交付請求後、内容に問題がなければ、1か月程度で助成金が申請者の口座に振り込まれます。
	10	助成金を補聴器購入店や申請者以外の人の口座に振り込んでもらうことはできますか。	できません。助成金は申請者に振り込まれます。
その他	1	補聴器の購入費用については、一定の要件を満たす場合は医療費控除の対象になると聞きましたが、どのようにすればいいですか。	補聴器購入者が医療費控除を受ける場合、補聴器相談医が作成する「補聴器適合に関する診療情報提供書(2018)」が必要となりますので、詳細については事前に、国税庁のホームページを御確認いただくか、管轄の税務署にお問い合わせください。
	2	本事業による助成は来年度も実施されますか。	本事業による助成は令和8年度限りの予定です。